

市第95号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市今宿西地域ケアプラザ	保土ヶ谷区上菅田町1,723番地の1	社会福祉法人清光会 理事長 大 矢 直 子	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
横浜市白根地域ケアプラザ	旭区下川井町360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	横浜市白根地域ケアプラザの供用開始の日から平成31年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市今宿西地域ケアプラザ及び横浜市白根地域ケアプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）